

高額療養費の自己負担 限度額が変更されます

● 高額療養費とは

医療費の窓口負担が高額になったときに、一定の金額に抑えられる制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まります。

● 8月から自己負担限度額が変更されます

月ごとの上限額が一部引き上げられる一方、新たに年間上限が設けられます。

● 高額療養費の支給を受けるには
マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関の窓口で提示すると、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証の発行手続きが必要です。

詳しくは、健康推進課までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

健康推進課 医療年金係
☎ 85-2137

● 新しい自己負担限度額（月額）の目安

① 70歳未満で、総所得金額が210万円～600万円の方

	3回目まで	4回目以降	年間上限
変更前の限度額	80,100円+（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円	（新設）
新しい限度額	85,800円+（医療費の総額－286,000円）×1%	44,400円	530,000円

② 70～74歳で、収入が年金300万円のみの方
（外来＋入院（世帯単位））

	3回目まで	4回目以降	年間上限
変更前の限度額	57,600円	44,400円	（新設）
新しい限度額	61,500円	44,400円	530,000円

※上の例では、代表的な区分を掲載しています。
詳細な区分表は、町ホームページ（QRコード）
をご覧ください。



全国一斉「子どもの 人権相談」強化週間

子どもをめぐる様々な人権問題の解決のため、みなさんからのご相談をお受けします。

いじめや虐待など、ひとりではまずにご相談ください。相談は無料、秘密は守ります。

● 受付時間

平日 8時30分～19時
土日 10時～17時

● 相談電話

こどもの人権110番（通話料無料）
☎ 0120-0007-110

※強化週間だけでなく、平日8時30分～17時15分にも人権相談をお受けしています。

● 法務局チャット人権相談

・アカウント名 法務局LINE
・検索ID @linejinkensoudan



▲QRコードを読み込んで、友達登録しよう！

◆ 問い合わせ先

町民生活課 町民係
☎ 85-4825

【広告】

キレイ！安い！！見積無料！！

一級塗装技能士

三浦塗装

塗装工事業秋田県知事許可（般-6）第81356号

代表 三浦 昌樹 20万円以上の工事で補助金あります

三種町森岳字槻田60 TEL 83-2477 FAX 88-8044

【広告】

地域に根ざして半世紀

創業61周年 株式会社
カネベン

金子塗装店

お値段以上の高品質

7人の熟練職人 一級塗装技能士/5名 二級塗装技能士/1名
（有資格者） 一級土木施工管理技士/1名 二級建築施工管理技士/2名

見積・ドローン調査無料！
お気軽にご相談ください。

☎ 0185-85-3355

〒018-2407 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田81